

令和3年4月14日

保護者の皆様へ

うるま市立天願小学校  
校長 加納 貢  
<公印省略>

## 本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について

清明の候、保護者におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

見出しの件につきまして、本県においては、令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられることとなり、年度末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加や、児童生徒の感染者数の増加がみられます。うるま市においても同様です。

学校における、発熱や風邪症状を有する児童生徒等の対応について、医療機関の受診を指導するよう、うるま市教育委員会から下記の通り、依頼がありましたので、周知いたします。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の措置であることご理解いただきご協力くださるようお願い申し上げます。重ねて、マスク着用、手洗いの徹底等、引き続き安全対策の徹底をよろしくお願い致します。

### 記

#### 【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

##### 1 措置の理由

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

2 対象 地域の感染レベルが3の学校(うるま市の感染レベル3-①で本市全小中学校が該当)

3 期間 本県の警戒レベル第4段階終了日まで

##### 4 対応方法

(1)風邪症状等で学校を休む場合や早退した場合は、かかりつけ医や医療機関にて受診をお願いします。

(2)受診の際に「再登校できる日」について必ず医師に確認して、その指示に従ってください。

(3)「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、「再登校できる日」の基準については、必ず医師に確認してください。医師に自宅療養を指示された期間は、出席停止となります。

(4)受診しなかった児童生徒等への対応について

病院にて受診しなかった、もしくはできなかった児童については、警戒レベル4の期間中は、「再登校できる日」は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間(3日)が経過してからの登校となります。